

九州避難者訴訟団ニュース

No.5 2021年10月22日発行

発行責任者

福島原発事故被害救済九州訴訟を支援する会（略称：ふくQ）

福島原発事故被害救済九州弁護団

弁護団幹事長 弁護士 近藤 恭典

第2陣提訴のご報告

2021年9月9日、福岡・長崎に在住される4世帯7名の方々が、国・東電に対して福島原発事故による損害の賠償を求める訴訟を福岡地方裁判所に提訴しました。

九州訴訟では福岡高等裁判所に係属している事件もあり、今回の提訴は第2陣となります。

原発事故から10年が経過した今だからこそ被害救済に向けて声を上げていくことに大きな意味があります。

この度勇気をもって第2陣提訴に参加された原告の方々にも暖かいご支援のほど宜しくお願い申し上げます。



第2陣提訴における記者会見の様子（写真左から弁護団長吉村弁護士、第1陣原告金本暁さん、池永弁護士、PC上第2陣原告木村雄一さん）



公正判決を求める署名の提出に向かう第1陣原告金本暁さん、ふくQ青木さんら

また、同日、併せて原告団とふくQの皆さんで第1陣訴訟に関して、福岡高等裁判所第1民事部に2591筆の公正判決を求める署名を提出しました。ご署名頂いた方々に深くお礼申し上げます。

第2陣原告さんのご紹介（第2弾）



～氏家剛さん～

- ・避難元：福島県東白川郡
- ・避難先：佐賀県鳥栖市

氏家さんは、福島原発事故当時、福島県東白川郡棚倉町にてお一人暮らしをされていました。勤務中に被災され、2011年8月5日に佐賀県鳥栖市に避難されました。氏家さんは、地元の手続きスーパーマーケットに勤務されており、原発事故後、本社から毎日のように、基準値を超えた生鮮食品のリストが届くようになり、食品汚染の実態を目の当たりにされていました。他方で、事故後1～2か月が経過するとメディアは「食べて応援」などと謳い、福島県産の野菜や果物を率先して購入することを呼び掛けるようになり、大きな違和感を覚えるようになったそうです。また、お仕事の関係上、福島県産の生鮮食品を販売しなければならず、罪悪感まで覚えたそうです。

事故後まもなく同僚の間では、特にお子さんがいる方には避難を促す会話が増えたそうです。氏家さんは、当初避難をするつもりはなかったそうですが、福島県産の生鮮食品を販売することへの葛藤や第2陣原告の木村雄一さんからの後押しもあり、2011年6月に避難を決意されました。

勤務先の上司からは、「親を残していくなんて薄情だな、さっさと辞めてしまえ」「人情の問題、こんなリスクも嫌なら車の運転もできないよな」などと心ない言葉を浴びせられたそうです。上司の方ご自身も被ばくの危険性に晒され、その葛藤の中でこのような発言に至ってしまったそうで、氏家さんは、従前から主張を続けている人間関係の分断を経験されました。

そのほか、ご家族や友人の方々にも避難を勧めたそうですが、結果的には氏家さんお一人で避難することとなり、避難する最後の1週間は「これが最後になるかもしれない」と覚悟していたそうです。

現在は、鳥栖市で出迎えてくれた木村さんをはじめ佐賀・福岡・久留米の方々からのご支援により、九州での生活が10年を迎えました。

～メッセージ～

何も変わらないということ、すでに忘れられているということ、自分自身が被災者・被爆者・避難者であることに疲れたという事実もあります。しかし、この10

年間戦ってきた皆様の姿、70歳を過ぎた父が福島で戦っている姿をみて、自分にもまだできることがあるはずと強く感じました。

原発事故で様々な分断があって押し殺すことを求められた10年ですが、このような事態になる前にできることをしないまま「安心安全」を謳い、指摘された危険性を封殺して原発を推し進めてきた国や東京電力、原発ムラの方々、御用学者の皆さんに、取り返しのつかないことをしたのだと理解してもらい、まき散らされた放射性物質を無害化する研究や行動を取ってほしいと思い、この度提訴することを決断しました。

第1陣・次回期日のお知らせ

第1陣・控訴審の第1回口頭弁論期日は残念ながら「あふれんばかりの傍聴希望者」とはなりませんでした。裁判官に心して判断させるには、やはりこの裁判を多くの市民が関心を持っていることをじかに伝える必要があります。皆様一人ひとりのご参加がこの裁判ひいては社会を変えるきっかけになります。

是非ともご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日は門前集会及び報告集会を予定しております。詳細が決定しましたら、九州訴訟団ニュース・Facebook 等でお知らせいたします。

【第2回口頭弁論期日】

日時：2021年11月16日 14時30分～

場所：福岡高等裁判所

福岡県福岡市中央区六本松4丁目2番4号

（【地下鉄】六本松駅1番出口から徒歩3分 【バス】六本松バス停から徒歩3分）

第2陣・第1回期日のお知らせ

第2陣の第1回口頭弁論期日が下記のとおり決定いたしました。新たな仲間を皆さんで応援しましょう。多くのご参加をお待ちしております。

【第2陣・第1回口頭弁論期日】

日時：2022年1月24日14時～

場所：福岡地方裁判所

福岡県福岡市中央区六本松4丁目2番4号

（【地下鉄】六本松駅1番出口から徒歩3分 【バス】六本松バス停から徒歩3分）

★引き続き署名にご協力ください！！★

福岡地裁判決は福島第一原発事故によってもたらされた放射能汚染を前に大切な家族の命と健康を守るため仕事も家族も人間関係もまさに全てを捨てて郷里を離れた避難者の被害に目を伏せ、ただひたすら権力に追随しようとしたものであり、そこには「国民の基本的人権を擁護するために柱となる」べき司法の姿勢は微塵も窺えませんでした。

そこで、国策追従の福岡地裁判決の抜本的見直しと控訴審における慎重な審理を求める署名活動を行っております。

下記の URL 又はQRコードから電子署名をすることができますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 change.org での署名

<http://chng.it/2qbws5HYvL>



*氏名とメールアドレスをご登録いただきます。登録アドレスにメールが届きますので、そのメールにある賛同ボタンをクリックすることで署名が完了いたします。

2 voice での署名

<https://voice.charity/events/90>



*Voice では、署名とエール（募金）をしていただくことができます。エールは下記のクラウドファンディングとは異なり、1回限りのものとなります。避難者の方々は、「国の責任」「被害実態に見合った賠償」という当然認められるべきことのために費用を負担されております。当たり前のことを当たり前にするためにも皆様のご厚志を賜りたく存じます。

★クラウドファンディング「プロジェクト ～「福島原発事故被害救済九州訴訟」を支える会～ へようこそ！」が公開されました！★

原告団・弁護団・支援者のこれまでの取り組みにご賛同いただけます方は、可能な範囲で構いませんので、ご厚志を賜りたく存じます。

当クラウドファンディングにご参加いただいた方には、今までの原告意見陳述をまとめたブックレットやニュースレターをお送りさせていただきます。詳細は下記 URL をご覧ください。

また、このプロジェクトを広く拡散していただけますと幸いです。

<https://community.camp-fire.jp/projects/view/314347>

